

事務事業名		大船渡港港湾整備負担金事業				☒ 実施計画登載事業		☒ 合併建設計画登載事業						
政策体系	政策名	05 豊かな市民生活を実現する産業の振興				事業期間		予算科目						
	施策名	18 港湾物流ネットワークの構築						会計	款	項	目	事業		
	基本事業名	01 港湾の整備促進						01	08	04	02	01		
根拠法令		地方財政法第27条												
所属	部課名	商工港湾部港湾経済課				☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和51 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度 ～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入								
	課長名	佐々木 義久												
	係名	港湾振興係	電話	0192-27-3111										
	担当者	山岸 健悦郎	内線	117										
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)										全体計画(※期間限定複数年度のみ)				
- 大船渡港の港湾整備事業のうち国の補助を受けて実施する事業費の1/10を県に負担する事業。 - 地方財政法第27条の規定より、県は市に対して負担をさせることができると定められている。 - 毎年度2、3回程度県本庁港湾課から知事名で負担金の額が通知され、これに対し市は負担することに同意する旨の文書を返送している。(市長決裁) - 年度末には負担金額の変更が通知され、これに対しても同様の手続きがとられる。 - また、当該支出の財源は起債で対応しており、おおそ90%前後の充当率である。当該年度の負担金額の確定にあわせ予算を補正している。 - 平成25年度予算では、永浜・山口地区において、ー7.5m岸壁の本体工事、物揚場の基礎・本体工事、臨港道路の測量設計が実施された。 - この負担金は、県が実施する国の補助事業に対してのものであり、県単独で実施する事業や起債により実施する事業などは対象とされていない。										総投入量 (千円)	事業費 財源内訳	国庫支出金		
												都道府県支出金		
												地方債		
												その他		
												一般財源		
												事業費計(A)	0	
人件費	正規職員従事人数													
	延べ業務時間													
	人件費計(B)	0												
	トータルコスト(A)+(B)	0												

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		
① 手段(主な活動)	前年度実績(前年度に行った主な活動)	⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)
	永浜・山口地区港湾整備工事実施 市負担金額23,134千円	
	今年度計画(今年度に計画している主な活動)	
	永浜・山口地区港湾整備工事実施 市負担金額50,000千円	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	大船渡港湾施設(岸壁、臨港道路、物揚場)	⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	県が大船渡港湾整備することにより、利用しやすい港湾施設になる。	⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)	港湾施設の利便性、安全性が高まる。	

(2) 総事業費・指標等の推移										
			年度 単位	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(目標)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円						
			都道府県支出金	千 円						
			地方債	千 円	3,900	7,000			20,820	45,000
			その他	千 円						
			一般財源	千 円	500	10,851	29,800	29,000	2,314	5,000
		事業費計 (A)	千 円	4,400	17,851	29,800	29,000	23,134	50,000	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時 間	5	5	5	5	5	5	
		人件費計 (B)	千 円	20	20	20	20	20	20	
		トータルコスト(A)+(B)	千 円	4,420	17,871	29,820	29,020	23,154	50,020	
⑤活動指標			ア	ha	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	
			イ							
			ウ							
⑥対象指標			カ	バース	10	10	10	11	11	11
			キ	m	1480	1480	1480	1610	1610	1610
			ク							
⑦成果指標			サ	トン	116000	116000	116000	121000	121000	121000
			シ							
			ス							

事務事業ID	0426	事務事業名	大船渡港港湾整備負担金事業
--------	------	-------	---------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等			
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 現存する資料の中で昭和51年度からの支出資料があったことから開始年度を昭和51年度とした。支出根拠は地方財政法であり、港湾整備の推進には必要な経費である。			
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？ ・地方財政法第27条の規定より、県は市に対して負担をさせることができると定められている。 ・国は、重要港湾103港から重点港湾(仮称)約40港を選定し、港湾整備に係る選択と集中により原則新規の直轄港湾整備事業の着手対象として限定するとの意向が示された。 ・東日本大震災により整備中であった岸壁等が被災し、嵩上げ等の復旧工事を余儀なくされており、事業に遅れが生じている。 ・平成25年度・26年度・27年度の市負担金について、全額、震災復興特別交付税が措置された。			
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？ 関係者からは、できるだけ速やかに整備がされるよう要望されている。			

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	県が実施する港湾整備事業に係る事業費の1/10を負担することは当市が目標とする国際港湾都市に向けて必要な事業であり、直接財政的な裏づけとなるものである。港湾整備を推進することは「豊かな市民生活を実現する産業の振興」に結びつく。	
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
有効性 評価	なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	地方財政法に定められた市町村の負担金であるため。	
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	利用しやすい港湾施設にするために整備をすることから妥当であるとする。	
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	県の財政状況によって全体の事業費が決定され、その1/10を負担しているが、適正に事業が推進されている。	
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
有効性 評価	事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	法定の負担金であり、意見を求められ同意して支出していることから、県の請求によって支出することになる。請求がないということは港湾整備が進まないこととなるため、完了するまでは廃止・休止は考えられない。	
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	地方財政法に定められた市町村の負担金であるため。	
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	国、県の財政状況によって、毎年度の事業費が決定されるため負担金額の変動はあるが、減額となるか増額となるかは県の事業費次第である。	
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
公平性 評価	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	県からの文書に対する事務的時間を計上し、最低限の時間としていることから。	
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	地方財政法に定められた市町村の負担金であるため。	

事務事業ID	0426	事務事業名	大船渡港港湾整備負担金事業
--------	------	-------	---------------

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果 (2枚目と整合を図ること) <table border="1"> <tr> <td>① 目的妥当性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>② 有効性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>③ 効率性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>④ 公平性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> </table>		① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り、反省点) 法定の負担であり、事業費は国、県の財政状況により変動がある。市の根幹的事業の根底となるものであり、適切に事業が推進されている。									
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
(3) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可) ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☒ 現状維持 事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善) (上記方向性に対する具体的な内容) 地方財政法の改正などにより、県が負担金を請求しないこととならない限り、市町村負担金を支出して港湾整備の推進を図らなければならない。		(4) 改革・改善による期待成果 左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		●	×																			
	低下		×	×																			
(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 																							

4 事務事業の2次評価結果

(職 名) ※原則として施策の主管課長	(氏 名)
2次評価者 企業立地港湾課長	佐々木義久

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ①記述水準(1次評価の記述内容を読んだ段階で選択) ☐ 記述不足でわかりにくい ☐ 一部記述不足のところがある ☒ 記述は十分なされている ②評価の客観性水準(2次評価を行った後に総合的に判断して選択) ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている(事務事業の問題点、課題が認識されてない) ☐ 一部に客観性を欠いたところがある ☒ 客観的な評価となっている(事務事業の問題点、課題が認識されている)																							
(2) 2次評価者としての評価結果 <table border="1"> <tr> <td>① 目的妥当性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>② 有効性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>③ 効率性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>④ 公平性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> </table>	① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	(3) 評価結果の根拠と理由 県が補助事業で実施する港湾整備事業に対する負担であり、県の財政状況により事業費が決まる。 適切な事務執行がなされている。										
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
(4) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可) ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☒ 現状維持 事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善) (上記方向性に対する具体的な内容) 県の国庫補助事業に対する負担(1/10)であり、継続して実施する。		(5) 改革・改善による期待成果 左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「○」で記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		●	×																			
	低下		×	×																			

5 最終評価結果

(1) 政策推進会議等での指摘事項
